田原市横断歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

１　目的

　田原市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、横断歩道橋に通称（企業名、商品名等を冠する名称）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

　ネーミングライツパートナーは、横断歩道橋に通称を標示することにより、企業等を幅広くＰＲすることができると同時に、道路行政への経済的支援、横断歩道橋その周辺の清掃美化活動などを通じた社会貢献を行うことができます。

２　募集概要

（１）ネーミングライツの対象となる横断歩道橋

　　　　別紙対象施設一覧のとおり

ただし、以下のものは対象外とします。

　　　ア．すでにネーミングライツパートナーが決定している横断歩道橋

　　　イ．管理上支障のある横断歩道橋

　　　ウ．その他通称を標示することが適当ではないと市が認めた横断歩道橋

応募にあたっては、当該横断歩道橋がネーミングライツの対象となっていることをあらかじめ田原市都市建設部維持管理課に確認するようにしてください。

　（２）ネーミングライツ料

　　　　横断歩道橋１橋あたり年額１０万円以上（消費税及び地方消費税は除く）

　　　　　ただし、使用期間に１年未満の端数がある場合は、月割りにて計算するものとします。

　（３）標示期間

　　　　５年（標示期間の満了にあたり、継続の希望があれば優先交渉権を付与します。なお、更新の際には、更新年度の募集要項に記載された基準を満たせば更新を可能とします。）

　（４）通称の使用開始予定日

　　　両者の協議により定められた通称の使用開始日

（５）命名条件等

　ア．ネーミングライツパートナーは、対象となる横断歩道橋の桁部分に通称を標示することができます。通称の末尾は原則として「横断歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。使用可能な通称の例は下の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用可能な通称の例 | 使用不可能な通称の例 |
| 会社名、商号、商品名、ロゴマーク | 矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等） |

イ　通称標示の位置は田原市が指定するものとします。また、既設の信号・標識等から５０ｃｍ以上間隔を空けるものとします。

ウ．通称の標示面積は、すでに横断歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が５㎡までとします。（両面に設置する場合は、それぞれ５㎡までとなります。）

エ．標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、横断歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、１文字あたり最大で３０ｃｍ角までとします。また、通称は二行書とせず、一行で記載してください。

オ．文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できません。

カ．提案された通称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）
は、田原市が交通管理者と協議をした上で、交通の安全等を考慮してデザインの変更を求める場合があります。

キ．ネーミングライツパートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができます。

ク．地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した通称を標示期間中に変更することはできません。

ケ．田原市広告取扱要綱第８条第１項に定める内容の通称は使用できません。

|  |
| --- |
| 田原市広告取扱要綱（広告掲載の対象等）第８条　市長は、広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの（2）公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの（3）基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの（4）政治性又は宗教性のあるもの（5）特定の主義又は主張にあたるもの（意見広告を含む）（6）事実と異なるもの（7）虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの（8）責任の所在が不明確であるもの（9）内容が不明確であるもの（10）個人の氏名を広告するもの（11）比較広告（12）懸賞広告及びクーポン付きの広告（13）前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの |

（６）地域貢献の提案

　　　ネーミングライツパートナーとして、当該横断歩道橋やその周辺における清掃美化活動など、当該横断歩道橋を地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

（７）費用負担

　　　横断歩道橋に通称を標示する費用及び標示期間終了時に消去する費用は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。また、消去時に横断歩道橋の塗装が剥離した場合や横断歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。なお、横断歩道橋への通称標示及び消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工するものとします。

（８）応募資格

　　　法人又は店舗等を構えている個人事業主を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

ア．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ．田原市から指名停止措置を受けているもの

ウ．市税を滞納しているもの

エ．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するもの

オ．消費者金融および高利貸しに係るもの

カ．たばこに係るもの

キ．ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの

ク．法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの

ケ．民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社再生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中のもの

コ．社会上の問題となっているものに係るもの

サ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの

シ．暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ス．その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認めるもの

ネーミングライツパートナーになろうとする者（以下「パートナー企業等」

という。）と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人（以下「広告代理店」という。）が応募することもできます。ただし、対象横断歩道橋ごとに具体的なパートナー企業等の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー企業等の双方が上記の応募資格を満たしている必要があります。その場合、契約は市とパートナー企業等との間で締結します。

また、「田原市暴力団排除条例」に基づく措置を受けていないことが条件となりますので、愛知県警察本部へ法人役員名簿等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否か照会します。

３　応募方法

（１）提出書類

ア．田原市横断歩道橋ネーミングライツ取得提案書（様式１）

イ．地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（様式２）

ウ．誓約書（様式３）

エ．法人役員名簿（様式４）（法人の場合のみ）

オ．法人等の概要（様式５）※個人事業主の場合は、財政状況のわかる書類として、確定申告書の写し（過去３ケ年分）を提出してください。

カ．登記事項証明書（商業登記簿謄本等）※個人事業主の場合は、住民票を提出してください。

キ．印鑑証明書

ク．個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主の場合のみ）

ただし、次のいずれかに該当する場合には、カの書類の提出は不要です。

ア．田原市の入札参加資格を有する者

イ．田原市の入札参加資格を有しない個人事業主のうち、本市に住所を有するもの

広告代理店による応募の場合はウ～キについては広告代理店及びパートナー

企業等のそれぞれについて提出してください。

　（２）提出部数

　　　1部　なお、提出された書類は返却しません。

　（３）受付期間

　　令和５年度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 募集期間 | 通称標示施工時期の目安 |
| 第1期 | 令和5年4月3日（月）　～　令和5年4月28日（金） | 令和5年7月1日（土）～ |
| 第2期 | 令和5年6月1日（木）　～　令和5年7月31日（月） | 令和5年10月1日（日）～ |

* 土日・祝日は休庁日です。

　（４）提出先

　　　ア．持参の場合

　　　　〇　田原市都市建設部維持管理課　管理係

　　　　　　（田原市田原町南番場３０番地１　北庁舎２階）

※　受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までです。

イ．郵送の場合

　〇　〒441-3492（住所記載不要）田原市都市建設部維持管理課　管理係

　（５）質問事項の受付

　　　　　提案にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

　　　　　・郵送の場合　〒441-3492（住所記載不要）

田原市都市建設部維持管理課　管理係

　　　　　・ファクシミリの場合　０５３１－２２－３８１１

　　　　　・メールの場合　ijikanri@city.tahara.aichi.jp

　　　　　・電話の場合　０５３１－２３－３５２０

　　　　　質問及び回答は市ホームページに掲載する場合がありますので、ご承知おきください。

（６）提案にあたっての費用負担

　　　　提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。

（７）留意事項

　　ア．提案書の変更

　　　　　軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ．提案書の取扱い

　　　　　　提案書等は、返却しませんのでご承知おきください。

　　　　　　また、情報公開請求があった場合には、田原市情報公開条例に基づき提案書等を公開することがあります。

　　　ウ．提案の辞退

　　　　　　提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

　　　エ．虚偽の記載をした場合の取扱い

　　　　　　提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

４　選定方法

　　　各募集期間ごとに、次の選定基準をもとに広告審査委員会にて優先交渉権者

を選定します。選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに全ての応募者

に選定結果を通知します。

（１）第１順位　市内に本社又は本店を有する事業者の広告

（２）第２順位　市内に支店、営業所等を有する事業者の広告

（３）第３順位　前２号の規定に当てはまらない広告

（４）第１～３順位によっても募集枠数を超える場合は、下表の基準をもとに選定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配点 | 視点等 |
| 提案価格 | 45 | ・提案価格の多寡 |
| 提案された通称 | 20 | ・親しみやすさ・呼びやすさ |
| 法令順守、社会貢献等 | 35 | ・法令順守への理解、取組・地域活動、社会貢献活動への理解、取組 |

５　契約の締結方法

　　　上記の選定方法により選定されたネーミングライツパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

６　契約の解除

　　　契約期間中、ネーミングライツパートナーが「２（８）」に規定する応募資格を失った場合若しくは満たしていないことが明らかになった場合又は、社会的信用を損なう行為等により、市若しくは施設のイメージが損なわれた場合若しくは、損なわれるおそれがある場合等ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

　　　この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

７　リスク負担

1. ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた通称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
2. その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

８　ネーミングライツ料の支払い時期

　　ネーミングライツ料の支払いは、毎年度４月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに行うこととします。（
一括払いとし、分割して支払うことはできません。）

９　問い合わせ先

　　田原市都市建設部維持管理課　管理係

　　・住所　〒441-3492　田原市田原町南番場３０番地１

　　・電話　０５３１－２３－３５２０

　　・ファクシミリ　０５３１－２２－３８１１

　　・メール　ijikanri@city.tahara.aichi.jp

　対象施設一覧

　　　歩道橋名　　　　　　　場所　　　　　　　路線名

１　巴江横断歩道橋　　　田原町巴江地内　　　市道晩田池ノ原線

~~２　豊島横断歩道橋　　　豊島町榎沢地内　　　市道川西天白線~~

２　大久保横断歩道橋　　大久保町二又　　　　市道二又椎沢線